

うと福祉だより

第136号 令和4年9月1日発行

(3月・6月・9月・12月発行)

困っている人の気持ちに
寄り添える地域へ^(つづ)

疑似体験中

(関連記事は3ページ)

主な内容

- 令和3年度決算…………… 2
- 車いす体験…………… 3
- うと自立相談センター …… 4
- ふれあい福祉相談所…………… 5
- 歳末助けあい市民のつどいについて… 6



社会福祉法人宇土市社会福祉協議会

令和3年度宇土市社会福祉協議会 決算報告

収入の部 単位：円

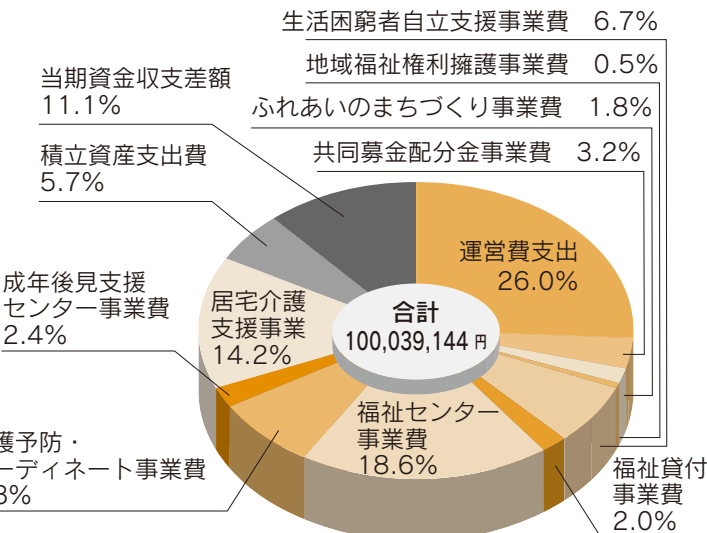
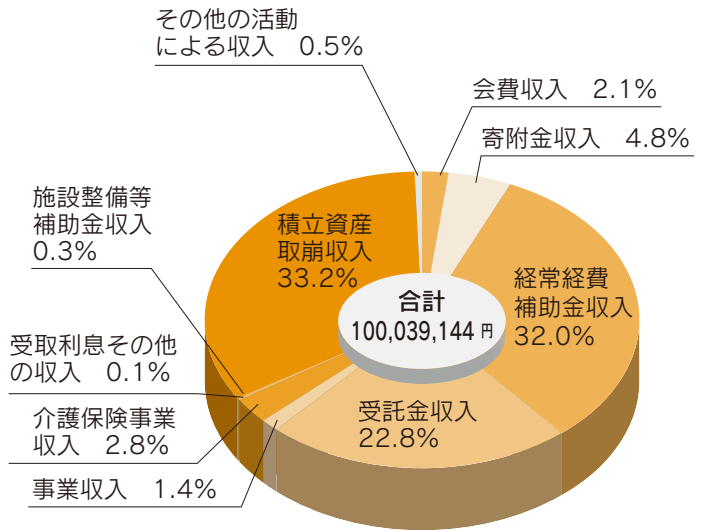
項目	決算額
会費収入	2,085,820
寄附金収入	4,829,993
経常経費補助金収入	32,025,924
受託金収入	22,809,021
事業収入	1,425,650
介護保険事業収入	2,809,550
受取利息その他の収入	64,171
施設整備等補助金収入	289,800
積立資産取崩収入	33,166,520
その他の活動による収入	532,695
合計	100,039,144

支出の部 単位：円

項目	決算額
運営費支出	25,973,133
共同募金配分金事業費	3,181,712
ふれあいのまちづくり事業費	1,761,488
地域福祉権利擁護事業費	554,059
生活困窮者自立支援事業費	6,740,225
福祉貸付事業費	1,966,035
福祉センター事業費	18,635,456
介護予防・コーディネート事業費	7,784,453
成年後見支援センター事業費	2,360,028
居宅介護支援事業	14,197,329
積立資産支出費	5,718,225
当期資金収支差額	11,167,001
合計	100,039,144

貸借対照表 単位：円

資産の部	
流動資産	41,451,648
固定資産	88,393,243
資産の部合計	129,844,891
負債の部	
流動負債	6,252,918
固定負債	27,521,372
負債の部合計	33,774,290
純資産の部	
基本金	1,000,000
基金	34,143,074
国庫補助金等特別積立金	503,877
次期繰越活動増減差額	60,423,650
純資産の部合計	96,070,601
負債及び純資産の部合計	129,844,891



社協会費や寄付金・共同募金配分金は、主にこのような事業に活用させていただきました

みんなで支え合う
地域づくりのために

3,631,689 円

- ・ 地区社協活動助成
- ・ ふれあい福祉相談所運営
- ・ 友愛訪問事業 ・ 生活応援事業
- ・ ちびっこ広場遊具修理費 等



ボランティア活動
育成のために

467,860 円

- ・ ボランティア団体助成事業
- ・ ボランティア協力校助成事業
- ・ 災害ボランティアセンター設置訓練 等



広報活動・
事務運営費に

1,105,602 円

- ・ うと福祉だよりの発行
- ・ ホームページの作成
- ・ 募金活動費
- ・ 事務運営費 等



車いす・高齢者疑似体験

宇土東小学校(6月実施)、宇土小学校(7月実施)において、4年生を対象に車いす・高齢者疑似体験が行われ、社協職員が講師として授業を行いました。

車いす体験では、スロープや段差の昇降の操作を説明し、介助者役の児童がしっかりと操作していました。また、車いすに乗ることで、乗っている人を安心させる声掛けの大切さも学びました。高齢者疑似体験では、視野が狭くなるゴーグルや肘や膝が動かしづらくなるサポーター等を装着し、年を取ることで起こる身体の変化を体験しました。介助者役もしっかりと声をかけながらの誘導ができていました。

このような体験を通じ、「相手の気持ちになって、声をしっかりかけることが大事。」「困っている人を見つけたら、声をかけていきたい。」などの感想がありました。

宇土市社会福祉協議会では、学校や各種団体に対し、福祉に関する出前講座や車いすや疑似体験キットの貸し出しを行っています。お気軽にご相談ください。



つながる広場

宇土市老人クラブ連合会では、「地域支え合いクラブ」をスローガンとし、地域の中で安心・安全に暮らしていける環境づくりを目指し活動されています。

今年度から月2回、認知症・介護予防、頭と体と心のバランスを整えて健康な身体をつくっていくことを目的とした「つながる広場」が始まっています。広場では、eスポーツや体操、参加者同士の交流を楽しみながら過ごされています。

この取組には、宇土市老人福祉センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会、宇城地域リハビリテーション広域支援センター、熊本地域ICT協会、熊本保健科学大学など様々な団体が参加・協力しています。社会福祉協議会では、老人クラブの活動を今後も応援していきます。



eスポーツ



介護予防体操

お気軽にご相談ください うと自立相談センター

経済的な問題やお仕事のこと、生活上のお困りごとなどについて相談をお受けし、地域で安心して生活が送れるよう、必要な支援を行います。

対象になる方とその支援のかたち

宇土市在住で、いろいろな事情から経済的に困窮している方を対象に、今の困窮状態から早期に抜け出せるよう、包括的で継続的な相談支援を行います。

自立相談支援の流れ

- ① 一人で悩まずに困っていることを何でも話してください。
窓口または電話でご相談ください。窓口に来られない場合は、相談支援員が訪問することもできます。相談は無料です。相談の内容によっては、他の専門機関による支援につなぐことがあります。
- ② 必要な支援が計画的に提供できるように課題を整理します。
相談者本人だけでなく家族やそれぞれを取り巻く状況、問題の背景などを整理し、解決のための支援を探ります。
- ③ 相談者と一緒に自立への計画を立てます。
相談者の意思を尊重しながら、必要な支援が計画的に行われるように、自立に向けたプラン案を相談者本人と一緒に作成します。作成したプラン案が適切かどうか関係機関で協議し、最終的な支援方針を決定します（支援調整会議）。
- ④ 自立に向けて一緒に取り組みます。
決定したプランに基づいて、関係機関と連携して支援を行います。また、自立に向けて、適切な支援が行われているかを定期的に確認し、必要に応じて調整を行います。

相談・問合せ先

うと自立相談センター 電話：0964-23-3756 受付：月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

成年後見支援センター

成年後見支援センターは、「権利擁護の地域連携ネットワーク」の中核機関として関係機関と連携し、成年後見制度の広報啓発などを行いながら、制度の利用促進を図っていく機関です。

このようなことでお困りのときは、センターにご相談ください。

制度の利用に関すること

- ・成年後見制度について知りたい。
- ・利用するにはどうすればいいの？

契約に関すること

- ・施設入所や福祉サービスを利用したいが、手続きがむずかしい。
- ・離れて暮らす親が訪問販売や悪徳商法の被害にあわないか心配。

財産に関すること

- ・自分でお金を管理することがむずかしい。
- ・通帳をよくなくしてしまう。

将来に関すること

- ・物忘れが多くなって、将来が心配。
- ・頼れる親族がいなくて障がいのある子どもの生活が心配。

- **成年後見制度とは** 認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が不利益を被らないように、本人の権利や財産を守るための制度です。成年後見人等が、本人の意思を尊重し、その人にふさわしい生活が送れるようお手伝いします。

センター業務内容

- **相談（無料）** ・電話や窓口、ご自宅などに訪問し相談をお受けします。
・相談内容によって必要な関係機関と連携し、安心して生活できるように支援します。
・成年後見制度の利用が必要であるかを検討し、今後の方向性について一緒に考えていきます。
・判断能力に不安のある人の生活や、財産管理に関する困りごとについて相談に応じます。
- **手続き支援** ・家庭裁判所に申立をする際に必要な書類の説明や、申立書の書き方、内容確認等の支援を行います。
- **後見人支援** ・成年後見人等からの相談をお受けします。
・関係機関や専門職を集めてケース検討を行うなど、包括的に成年後見人等を支援します。
- **普及・啓発** ・市民のみなさんや、福祉サービスの関係者に対し、成年後見支援センターの役割や成年後見制度を広く周知します。

相談・問合せ先

宇土市成年後見支援センター 電話：0964-23-3756 受付：月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

秘密厳守

相談無料

宇土ふれあい福祉相談所

☎0964-23-3756

宇土市福祉センターでは、市民の方々のいろんな相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。
※相談日が祝日の場合は、休みになります。また、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、相談が中止や延期になる場合があります。

法律相談(予約制)

■ 日時: 第3金曜日の13:00~16:00 ■ 荻迫光洋弁護士

■ 当月1日の8:30から予約受付開始

(※1日が土曜・日曜・祝日の場合は翌営業日から。初回の方優先) 8名まで、1名20分程度

年金相談(予約制)

■ 日時: 第1・3木曜日の10:00~15:00

■ 熊本東年金事務所(予約先: 096-367-2503)

不動産相談(予約制)

■ 日時: 日程調整のうえ

■ 熊本県宅地建物取引業協会宇城支部

成年後見相談

■ 日時: 第1金曜日の13:00~16:00

■ 熊本県司法書士会

生活困窮者総合相談

■ 日時: 月~金曜日の9:00~16:00

■ うと自立相談センター

ふれあい福祉相談

■ 日時: 毎週水曜日の13:00~16:00 ■ FAXでも相談を受けて付けています。(FAX: 0964-22-4971)

■ 民生委員が日常生活のお困りごとや悩みごとについて、助言や援助を行います。

「高齢者・障がい者のための成年後見相談会」のお知らせ

成年後見制度や相続・遺言、財産管理、福祉サービスの利用などについて、司法書士と社会福祉士が無料で相談に応じます。秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

【相談例】

- ・ひとり暮らしの今後が不安。
- ・遺産分割協議をしたいけれど、相続人の一人が認知症のようで心配。
- ・障がいがある子どもの将来が心配。
- ・お互いの介護が必要になったときの、預金管理などが心配。
- ・親の年金が勝手に使われているかも。

日時 令和4年9月24日(土) 午前10時~午後4時 **場所** 熊本県司法書士会館(熊本市中央区大江四丁目4番34号)

相談料 無料

方法 面接相談(要予約 予約電話番号 096-364-2889) 電話相談(当日相談専用電話番号 096-364-0800)

事前の問合せ先 熊本県司法書士会事務局(電話 096-364-2889)

大雨・台風への
備えは
大丈夫ですか？

毎年のように台風や大雨などの自然災害が日本各地で猛威を振るっています。災害の発生が予測されるときには、空振りを恐れず早めに避難するなど、得られる情報から最善の手段を自ら考え、行動に移す必要があります。いざというときに慌てないように、普段からの備えが大切です。

- ・市から発信される避難情報等に注意しましょう。
- ・家族の連絡先、避難方法、場所の確認をしましょう。
- ・食料、飲料等の備蓄をしましょう。
- ・マスクや消毒液、体温計等の感染対策グッズを準備しましょう。
- ・紙おむつやミルク等の補充をしておきましょう。
- ・お風呂に水をためておきましょう。
- ・携帯電話やパソコンを充電しておきましょう。モバイルバッテリーも役立ちます。

ふくしがわかるクイズ

Part 118

第1問

宇土市社会福祉協議会では、学校や各種団体に対して福祉に関する出前講座や福祉体験のお手伝いを行っています。さて、6月と7月に、宇土市内の小学4年生に行った体験学習の名称として正しいものは、次のうちどれでしょう？

- A: 車いす・高齢者模擬体験 B: 歩行器・高齢者疑似体験
C: 車いす・高齢者疑似体験

第2問

宇土市老人クラブ連合会では、「地域支え合いクラブ」をスローガンとし、地域の中で安心・安全に暮らしていける環境づくりを目指し活動されています。

今年度から月2回、認知症・介護予防、頭と体と心の健康をつくっていくことを目的として実施されている取り組みの名称として正しいものは、次のうちどれでしょう？

- A: ふれあい広場 B: つながる広場
C: ふれあう広場

次の2つの問題について、3つの中から正解と思われるものをそれぞれ1つ選んで、下記の要領でご応募ください

〔応募方法〕

下記の方法で、クイズの答え、住所(宇土市以外は不可)、氏名、年齢、ご意見、ご要望を記入・入力の上応募してください。全問正解者の中から抽選で10名の方に千円相当の図書カードをプレゼントします。〆切は10月1日(当日消印有効)。なお、当選者の発表は賞品の発送をもってかえさせていただきます。(前回の正解は①-C, ②-Aでした。)

【ハガキで応募】

官製ハガキに必要事項を記入のうえ、〒869-0492 宇土市浦田町44「市社協ふくしがわかるクイズ」係までお寄せください。

【QRコードで応募】

STEP 1 QRコードを読み取る



STEP 2 画面が開いたら「メール作成」を押す

STEP 3 メールが起動されたら必要事項を入力し、送信してください。

災害ボランティアの研修に参加しませんか？

宇土市社会福祉協議会では、災害等に備え、「災害ボランティアセンター設置訓練・ボランティア研修会」を行います。今回は、八代市社会福祉協議会の村上宣隆様をお招きし、「災害ボランティアセンターの実際」のご講義と、「宇土市における災害時のボランティア活動」について、皆さんと一緒に考えたいと思います。参加ご希望の方は、下記申込先までお電話ください。

日時 令和4年9月19日(金) 14:00～15:30 場所 宇土市福祉センター 2階 会議室

申込先 宇土市社会福祉協議会 ☎0964-23-3756



「令和4年度歳末助けあい市民のつどい」について (芸能大会・チャリティーバザー)

例年12月の第1日曜日に開催しております「歳末助けあい市民のつどい」について、令和2～3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。令和4年度の開催の有無、詳細については、宇土市が発行します「広報うと10月号」にてお知らせいたします。

■編集/発行



社会福祉法人宇土市社会福祉協議会

〒869-0492 熊本県宇土市浦田町44番地 宇土市福祉センター内

TEL (0964) 23-3756 / FAX (0964) 22-4971

E-mail: utoshakyou@kumamoto.email.ne.jp URL: http://www.utoshakyou.jp/

この広報紙にかかる費用の一部は赤い羽根共同募金の配分金が使われています。



■印刷 敷島印刷株式会社
うと福祉だよりは環境保護印刷の水なし印刷で印刷しています。